○ 室蘭市港湾施設管理条例　新旧対照表

（昭和５０年条例第８号）

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（使用料の減免）
第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　国、地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共の用に供するため使用するとき（船舶のための給水施設を使用するときを除く。）。
（２）　災害その他使用者の責に帰すことのできない理由により、当該施設の全部又は一部を使用することができないとき。
（３）　その他市長において特別の理由があると認めたとき。
別表第１（第１２条関係）
港湾施設（絵鞆小型船だまりを除く。）使用料
１～８　（略）
９　船舶のための給水施設使用料
<table>
<tr><th>区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１　４月から１１月までの間
(1)　勤務時間（休日（室蘭市の休日に関する条例（平成２年条例第３１号）第１条第１項各号に規定する日をいう。）を除く日の午前８時45分から午後５時15分までをいう。以下同じ。）に使用する場合
ア　１０立方メートルまで
イ　１０立方メートルを超える分１立方メートルまでごとに
(2)　勤務時間を除く時間に使用する場合
ア　１０立方メートルまで
イ　１０立方メートルを超える分１立方メートルまでごとに</td><td>

5,000円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額
500円に水道料金を加えた額

7,500円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額
750円に水道料金を加えた額</td></tr>
<tr><td>２　１２月から３月までの間
(1)　勤務時間に使用する場合
ア　１０立方メートルまで
イ　１０立方メートルを超える分１立方メートルまでごとに
(2)　勤務時間を除く時間に使用する場合
ア　１０立方メートルまで</td><td>

7,500円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額
750円に水道料金を加えた額

10,000円に水道料金に10を乗じて</td></tr>
</table>
</td><td>
（使用料の減免）
第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　国、地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共の用に供するため使用するとき。
（２）　災害その他使用者の責に帰すことのできない理由により、当該施設の全部又は一部を使用することができないとき。
（３）　その他市長において特別の理由があると認めたとき。
別表第１（第１２条関係）
港湾施設（絵鞆小型船だまりを除く。）使用料
１～８　（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

イ　１０立方メートルを超える分１立方メートルまでごとに	得た額を加えた額1,000円に水道料金を加えた額

備考

1　上記の使用料のうち、１の表（外航船舶（消費税法施行令（昭和６３年政令第３６０号）第１７条第２項第３号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に係る使用料を除く。）、２の表、３の表、４の表（第２号の占用使用に係る使用料にあっては、その使用期間が１月未満であるウの架空工作物を設ける場合の使用料に限る。）、６の表及び９の表（外航船舶に係る使用料を除く。）に定める使用料については、当該使用料に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

2　上記の使用料に基づき算定した確定金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3　６の表の人道橋及び可動橋の使用時間は、月を単位として、当該月の使用時間を合計したものとする。

4　使用料が月額又は年額である場合において、それぞれ当該使用期間に端数が生じた場合の使用料の算定方法は、市長が別に定める。

5　この表において「水道料金」とは、給水の用途が家事用以外で、かつ、使用量が１月につき１００立方メートルを超える場合に市長が徴収されることになる料金の１立方メートル当たりの額をいう。

6　この表の使用料により難いものについては、市長が別に定める。

備考

1　上記の使用料のうち、１の表（外航船舶（消費税法施行令（昭和６３年政令第３６０号）第１７条第２項第３号に規定する船舶をいう。）に係る使用料を除く。）、２の表、３の表、４の表（第２号の占用使用に係る使用料にあっては、その使用期間が１月未満であるウの架空工作物を設ける場合の使用料に限る。）及び６の表に定める使用料については、当該使用料に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

2　上記の使用料に基づき算定した確定金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3　６の表の人道橋及び可動橋の使用時間は、月を単位として、当該月の使用時間を合計したものとする。

4　使用料が月額又は年額である場合において、それぞれ当該使用期間に端数が生じた場合の使用料の算定方法は、市長が別に定める。

（新設）

5　この表の使用料により難いものについては、市長が別に定める。